十三号 議 案

雇 傭 員 0) 退 職 年 金 及 び 退 職 時 金 等に 関 す る 条例 13 基 づく 給 付 等 0) 年 額 0 改 定 13 関 す る 条 例 0) 部 を改 正 する条

例

右 0) 議案 水を提 出 す る。

令 和 几 年二月 十六日

提 出

者 東 京 都 知 事 小 池 百 合

子

雇 傭 員 0 退 職 年 金 及 び 退 職 時 金 等 に 関 す る 条例 K 基 づく 給 付 等 0 年 額 0) 改 定 K 関 す る 条 例 0) 部 を 改 正 す る

例

+ 号) 雇 傭 0) 員 0) 部 退 職 を 年 次 0) 金 及 ように び 退 改 職 Ĩ す 時 る 金等に 関 する 条 例 13 基 ーづく 給 付 等 0) 年 額 0) 改 定に 関する 条 例 昭 和 几 十 凣 年 東 京都 条 例 第 九

第 第 号 几 表に 条第二 掲 げ 項 る 中 程 度 に 0) 障 害 を 0) 状 61 態にある者に限 ず n か 13 K 改 る。 め、 同 __ 項 を 第 削 号 ŋ 中 同 項 $\widehat{+}$ 第二号 八歳 中 以 上二十 前 号に規定する子に限 歳 未 満 O子 13 あ つ 7 る。 は 条 例 第 を 削 号 る。 别 表

附 則 13 次 0) 項 を 加 える。

民 法 0) 部を改 正 す る 法 律 平 ·成三十 年 法 律 第 五. 十 九 号) 0) 施 行 13 伴 う 経 過 措 置

4 る 部 令 分に 和 几 年三 限 る。 月 三 $\overline{+}$ 0) 規 定 \mathbb{H} に 13 ょ お る 61 加 7 算 条例第 0) 原 因 となる 号 第十 未成 九 条 年 0) . の 規定による遺 子 が ある場 合に 族 年 お 金 け K る当該 0 61 7 子 第 に 几 対 条 す 第 Ź 同 項 項 第二号 0) 規 定 及び 0) 適 第三 用 13 一号に 0 11 7

は 同 項 第二号 中 未 成 年 とあ る 0) は 二十 歳未満」 と、 ない 成 年 とあ るの は な __ ^_, 一十歳以 Ě とする。

附 則

施 行 期 \exists

第 条 0) 条 例 は 令 和 兀 年 四 月 \mathbb{H} 以 下 施 行 \mathbb{H} と 11 う。 か 5 施 行 す

第 + 三号 議 案 に雇 関傭 す員るの 条退 例職 の年 一金 部及 をび 改退 正職 すー る時 条金 例等 13 関 する条例 に 基 一づく給い 付 等

0)

年

額

0)

改

定

(経過措置)

中 歳以上二十歳未満の 0) あ 額 規 年 定による遺 る場合における当該子に対するこの条例による改正後 0) 条 「である子」とあるの 改定に関する条例第 額 施行 0) 改定に 日 族年金 0) 関する条例第四条第二項の規定 前 Н 子に 13 K 0 お あつては条例第一 兀 は 11 11 てこ 条第二項 7 「である子 雇 0) 傭員の退職年金及び退 条例による改 第一 (前号に規定する子に限る。 号及び第二号に係る部分に限る。 号別表第 0) 正 適 前 用 0) 号表に掲げる程度の につ 雇 職 0 傭 雇 61 時金等に関する条例 員 ては、 傭 0 員 退 職年 の退職年金 同 項第一 金及び とする。 障 号 中 :害の 及び 退 0) 職 退職一 規定に 昭 状態にある者に限る。)」と、 一で 時 和 金等に ある子」とあ 三十年東京都条例第一 よる 時金等に関する条例に基づく給付 加算の原因となる未成年の 関する条例に基づく るのは 「である子 号) 給 第 同項第二号 + 付 等 九 十八 子 0) 条 年 が

(提案理由)

民 法の 部を改正する法律 平 成三十年法律第 五十九号) 0 施 行に 伴 1, 規 定を整備 する必要がある。